

五泉市ごせん桜アロマ工房
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年7月
五 泉 市 商 工 観 光 課

目 次

第1	公募の趣旨	1
第2	公募の概要	
1	施設の概要	1
2	指定期間	1
3	指定管理者の募集及び選定の方式	2
4	指定管理者の公募スケジュール	2
5	応募の手続き	2
第3	管理に当たっての条件	
1	指定管理者の業務の範囲	4
2	管理の基準	5
3	自主事業に関すること	7
第4	指定管理者業務に関する経費	
1	施設管理等に要する経費について	8
2	自主事業に関する経費	9
3	管理口座	9
第5	応募に関する事項	
1	応募の条件	9
2	応募書類等	10
3	応募に関する留意事項	11
第6	指定管理者の候補者の選定	
1	選定方法	12
2	基本的な選定基準	12
3	主な審査項目	13
第7	指定管理者との協定書の締結	
1	基本的な考え方	13
2	協定内容	13
3	協定書が締結できない場合の措置等	14
第8	モニタリング及び事業評価に関する事項	
1	事業報告書の提出	14
2	モニタリングの実施	14
3	帳簿書類等の提出	15

第9 その他

- | | | |
|---|--------------------|--------------|
| 1 | 業務の継続が困難になった場合等の措置 | ・ ・ ・ ・ ・ 15 |
| 2 | 業務の引継ぎについて | ・ ・ ・ ・ ・ 15 |
| 3 | その他協議すべき事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 16 |

五泉市ごせん桜アロマ工房指定管理者募集要項

第 1 公募の趣旨

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、これにより、公の施設の管理を民間の事業者が行うことが可能となりました。

五泉市ごせん桜アロマ工房（以下「工房」という。）では、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」、「五泉市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例（平成 18 年条例第 189 号）」及び「五泉市ごせん桜アロマ工房条例（平成 29 年五泉市条例第 22 号）」の規定に基づき、令和 8 年度からの指定管理者の指定に当たり、広く事業者を募集し、効果的・効率的な管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

第 2 公募の概要

1 施設の概要

- (1) 名 称 五泉市ごせん桜アロマ工房
- (2) 所 在 地 五泉市愛宕甲 2712 番地 1
- (3) 建築年 平成30年
- (4) 施設構造、床面積、敷地面積、施設内容

名 称	施 設 構 造	床面積	敷地面積	施 設 内 容
五泉市ごせん桜アロマ工房	木造平屋建て 鋼板葺き	213.50㎡	1,660.94㎡	売店、販売コーナー、前室(冷菓)、冷菓製造室、男子トイレ、車いすトイレ、女子トイレ、従業員トイレ、SK（掃除用シンク）、事務所、商品開発室兼会議室、収納、前室（抽出）、殺菌室、充填室、倉庫、荷受室、保存庫、低温真空乾燥室、廊下、外構（庭）
駐 車 場	アスファルト		209.81㎡	普通車 6 台

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、外部の有識者を含む指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、当該要項に基づく募書類の審査、プレゼンテーション、選考を行い、指定管理者候補者を選定します。

4 指定管理者の公募スケジュール

項 目	時 期
募集要項の公表及び配布期間	7月25日（金）～9月1日（月）
現地説明会の参加申込受付	7月25日（金）～8月4日（月）
現地説明会の開催日	8月8日（金）
募集要項に関する質問書の受付	7月25日（金）～8月18日（月）
募集要項に関する質問書の回答	8月25日（月）
申請書類の提出期限	9月1日（月）
プレゼンテーション・選定委員会の開催	9月下旬～10月中旬
指定管理者候補の決定	10月下旬
指定管理者指定の議決	12月定例議会
指定管理者との協定締結、事務引継ぎ等	令和8年3月

5 応募の手続き

（1）募集の周知

広報「ごせん」及び五泉市のホームページに掲載し周知します。

（URL：<https://www.city.gosen.lg.jp/>）

（2）募集要項等の配布

①配布期間 令和7年7月25日（金）～9月1日（月）

午前8時30分から午後5時00分まで

②配布方法 五泉市商工観光課の窓口（市役所4階）にて配布します。また、ホームページからのダウンロードも可能です。

③配布資料 ○募集要項

○応募書類様式集

○業務仕様書及び参考資料

(3) 問い合わせ先

五泉市商工観光課

〒959-1692

住所：五泉市太田 1094 番地 1

電話：0250-43-3911 ファックス：0250-41-0006

電子メール：syoukou@city.gosen.lg.jp

(4) 現地説明会の開催

施設の運営状況や設備等に関する説明会を希望により開催します。希望する団体は「様式 9 応募説明会参加申込書」に必要事項を記入し、ファックス又は電子メールで送付してください。電話での申込みは受け付けません。希望する団体がない場合は開催しません。

(5) 募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を下記のとおり受け付けます。

ア 締切日 令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 5 時 00 分まで

イ 受付方法 「様式 10 質疑書」に必要事項をご記入の上、ファックス又は電子メールで送付してください。

ファックス：0250-41-0006

電子メール：syoukou@city.gosen.lg.jp

(6) 募集要項に関する質問書の回答

質問書及びその回答は、令和 7 年 8 月 25 日（月）までにファックス又は電子メールで行います。

(7) 申請書類の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時 00 分必着（閉庁日を除く）

イ 提出方法 持参、郵送又は宅配便のいずれかで提出してください。

ウ 提出場所 〒959-1692 五泉市太田 1094-1

五泉市商工観光課（市役所 4 階）

エ 提出部数 正本 1 部・副本 11 部（複写可、両面印刷）

(8) プレゼンテーション

日程は、後日通知します。

(9) 選定結果の通知

申請書類を提出した応募団体に対して通知します。

(10) 指定管理者の指定

選定委員会で選定された事業者等は、「指定管理者候補者」であり、市議会の議決を経て指定管理者となります。

(11) 指定管理者との協定締結

市議会の議決によって決定した指定管理者と、協定書を締結します。

(12) 業務の引継ぎ等

令和8年4月1日からの業務を支障なく行うための準備及び業務の引継ぎを行っていただきます。

第3 管理に当たっての条件

1 指定管理者の業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。ただし、工房は、以下の役割を担って建設された施設です。運営にあたっては、工房の趣旨を十分に理解し、事業展開することが必要です。

《役割と現状》

工房は、観光振興と地域産業の活性化を図るため、平成30年4月に開設しました。工房では低温真空抽出装置及び関連装置を使って、ごせん桜商品の原料となる桜の花・葉の抽出液等を製造し、桜の持つ機能性（リラクゼーション効果、アンチエイジング効果など）を活かしたまちづくりと、ごせん桜の化粧品や食品等の新たな五泉ブランド品の開発を進め、交流人口の拡大と地域産業の活性化を目指します。

また、乳製冷凍菓商品を製造する設備が備わっており、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター（村松ステーション）と提携し仕入れた同センターの牛乳と、ごせん桜、五泉の特産品である農産物を原料としたアイスクリーム・ジェラートを開発・製造しています。

工房には、開発・製造施設のほか、ごせん桜商品のPRコーナー、ごせん桜商品・乳製冷凍菓商品等の売店、休憩スペースがあります。工房が隣接する村松公園には、春から秋にかけて花見やスポーツ、紅葉狩りなど多くの人が訪れるため、この立地を活かして市民や観光客などが集う憩いの場所として工房を提供するとともに、観光客等に対し周辺観光

地・商店街等の情報を提供・発信することでまちの賑わいを創出しています。

詳細は、別に定める「五泉市ごせん桜アロマ工房指定管理者業務仕様書」に従い、実施することとします。

- ア 桜の摘み取りに関する業務
- イ ごせん桜商品の原料の製造・販売及び管理に関する業務
- ウ ごせん桜商品の製造・販売及び管理に関する業務
- エ ごせん桜商品の開発に関する業務
- オ ごせん桜や農産物を原材料とした乳製冷菓商品の製造・販売に関する業務
- カ 売店の経営に関する業務
- キ 低温真空抽出装置を使った抽出に関する業務
- ク 観光振興に関する業務
- ケ 施設・設備等の維持管理に関する業務
- コ 「まちの駅」に関する業務
- サ 施設の利用促進に関する業務（ホームページ・パンフレットの作成等）

※指定管理者は五泉市ごせんアロマ工房条例第3条の2第2項の規定により、ごせん桜アロマ事業の普及啓発活動に関する業務を行う際には、商標「ごせん桜」を使用してください。

2 管理の基準

(1) 施設の休館日と開館時間

ア 施設の休館日

- ・毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日）

- ・12月29日から翌年の1月3日まで

＊ 指定管理者は、特に必要があると認める場合には、市長の承認を得てこれを変更することができます。

イ 施設の開館時間

- ・午前9時から午後5時まで

＊ 指定管理者は、特に必要があると認める場合には、市長の承認を得てこれを変更することができます。

(2) 指定管理業務の再委託の制限

指定管理者は本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部の委託について市長が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、工房の管理運営を行うにあたっては、次に掲げる法令等を遵守する必要があります。

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 五泉市ごせん桜アロマ工房条例（平成 29 年条例第 22 号）
- ・ 五泉市ごせん桜アロマ工房条例施行規則（平成 29 年規則第 21 号）
- ・ 五泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 28 号）
- ・ 五泉市情報公開条例（平成 18 年条例第 17 号）
- ・ その他関係法令等

(4) 保険への加入

指定管理者は募集要項等に定める自らのリスクに対して、適正な範囲内で保険（施設賠償責任保険等）に加入することとします。なお、建物に対する火災保険については市が加入します。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は個人情報の保護に関する法律及び五泉市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報の漏えいがないようにしてください。

また、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定管理期間が終了した後においても同様とします。

(6) 環境への配慮

指定管理者は、「五泉市環境基本計画」に基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した取組に努めてください。

(7) リース物件の継承

指定管理者は、現在賃借契約しているリース物件については、原則としてリース期間満了まで引き継ぐこととします。ただし、不都合がある場合は市と協議することとします。

(8) リスクの分担

リスクの分担については、次の負担区分表を基本として対応するものとします。ただ

し、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については市と指定管理者が協議して定めるものとします。

種 類	内 容	リスク負担者	
		五泉市	指定管理者
制度関連	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更等	○	
物価変動	物価変動による経費の増大		○
金利変動	金利変動による経費の増大		○
施設・設備の修繕等	小規模な修繕等（3万円未満）		○
	上記以外の修繕等	○	
	本市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水等の自然災害で、指定管理者の責めに帰することができない建物・設備の損害等	○	
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○
廃棄物処理	事業系一般廃棄物として処理		○
光熱水費及び公共料金の支払	電話、ガス、電気、水道、灯油、下水道使用料、テレビ受信料等		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤去費用		○

3 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の設置目的の範囲において、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。

なお、自主事業の実施に当たっては、事前に五泉市と協議することとします。

魅力ある自主事業は施設の利用促進にもつながることから、積極的に提案してください。

第4 指定管理者業務に関する経費

指定管理者は、五泉市が支払う当該施設の管理運営事業に要する委託料のほか、ごせん桜商品の販売収入、売店の販売収入及び受託収入並びに自らが企画・実施する事業（以下、自主事業という。）の収入は自らの収入とすることができます。

1 施設管理等に要する経費について

（1）指定管理者に支払う指定管理料は、毎年度、上限額 17,330 千円以内（消費税、その他一切の経費を含む）として、収支計画書において提案のあった金額に基づき、市と指定管理者が協議して締結する協定書で定めることとします。

ア 「上限額」とは、施設の管理運営にあたり、最低限実施すべき業務に必要な経費の見込額と、見込まれる収入額との差額であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の額の目安となる額です。指定管理料の額は、この上限額の範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、市と指定管理者が協議して定めます。

イ 管理業務を適切に実施する中で販売収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。また、販売収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

ウ 指定期間内における消費税及び地方消費税の税率の変動による影響部分については、別途協議することとします。

（2）指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。また、支払時期や方法については市と指定管理者が締結する協定書で定めます。

（3）五泉市が支払う指定管理料に含まれるもの

◆人件費 ◆事務費 ◆事業費 ◆管理運営費（修繕費、光熱水費、保守管理費等）
消費税、その他一切の経費を含む

（4）「ごせん桜」の商標権について

商標「ごせん桜」は一般社団法人五泉市観光協会が商標登録（第3類、第30類、第32類）を行っています。そのため、指定管理者となった者が商標登録者以外である場合、「ごせん桜」の名称を用いた商品の販売額に対して3%のライセンス料を商標登録者へ支払う必要があります。ただし、上記商標権の独占使用を希望する場合のライセンス料は一般社団法人五泉市観光協会との協議が必要となります。

(5) 光熱水費について

光熱水費については、市があらかじめ額を示し指定管理料（様式4号 収支計画書に記載する額）に含めますが、実績が下回った場合は精算を行い、上回る場合は、市と事前に協議をしたうえで、市から追加して払うこととします。

2 自主事業に関する経費

自主事業による収入は、指定管理者の収入とします。

自主事業の実施に要する経費は、上記の施設管理等に要する経費に含みません。

指定管理者自らが、この施設を利用して事業を展開しようとするときは、行政財産目的外使用許可が必要です。その場合には、所定の使用料が必要となります。

3 管理口座

工房の管理運営に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務にかかる経費とその他の業務（自主事業）にかかる経費を区分して整理してください。

第5 応募に関する事項

1 応募の条件

(1) 応募資格

- ① 安全かつ円滑に安定して工房の運営を担うことのできる法人その他の団体（以下「団体」という。）で、法人格の有無は問いません。ただし個人での応募はできません。
- ② 複数の団体により構成された共同事業体（以下「グループ」という。）で応募する場合は、当該グループを代表する代表団体（グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体）を定めるとともに、構成団体名を明記して応募してください。
- ③ 工房が担う役割を理解し、その目的を達成するための業務並びに当該施設の管理運営を円滑に遂行できるもの。

(2) 複数団体での応募

複数の団体で構成されたグループによる申請も可能とします。その場合、グループの代表団体（グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体）を定め、当該代表団体が申請を行うこととします。なお、グループの構成員すべてが前記(1)①～③の資格を有することとします。

(3) 応募の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている団体

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、過去に指定を取り消された団体

ウ 国税・県税及び五泉市に納めるべき税金等を滞納している団体

エ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していない団体

オ 選定委員会委員が、当該団体の役員等をしている団体

カ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の請負等の禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する団体

ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合を除く。

キ 次の①から③までのいずれかに該当する団体

① 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「法」という。）第 2 条第 6 号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者がいる団体

② 法第 2 条第 2 号の規定による暴力団であると認められる団体

③ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる団体

2 応募書類等

応募に当たっては、次の書類を正本 1 部・副本 11 部（複写可、両面印刷）提出してください。

下記に示す様式は「応募書類様式集」に掲載してあります。様式の指定がないものは、応募団体の任意の様式で作成してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式 1）

(2) 事業計画書（様式 3）

(3) 収支計画書（様式 4）

(4) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書（様式 5）

(5) 団体に関する書類（法人又は団体の概要については様式 2、それ以外は任意）

- ・法人等の定款若しくは、寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- ・法人の登記簿謄本（全部事項証明）
- ・役員名簿（様式 2－1）
- ・団体等の設立趣旨、概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・当該団体の令和 6 年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書等
- ・当該団体の令和 7 年度の事業計画書・収支予算書等

(6) 納税証明書

【法人の場合】

国税：未納がないことの証明（税務署発行の様式その3の3）

県税：未納がないことの証明

市税：最新の納税証明書

（課税されている全税目かつ法人市民税の記載があるもの）

【法人格を有しない団体の場合】

国税：未納がないことの証明（税務署発行の様式その3の2）

県税：未納がないことの証明

市税：最新の納税証明書（課税されている全税目の記載があるもの）

(7) 共同事業体を結成して応募する場合は、共同事業体協定書及び共同事業体構成団体連絡先一覧（様式6、様式7）

3 応募に関する留意事項

ア 関係者との接触の禁止

選定委員、本募集業務に従事する市職員又は当該施設関係者に個別に働きかけを行うことを禁止します。働きかけを行った事実があるときは、失格となることがあります。

イ 重複提案禁止

応募一法人・団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。共同事業体も一法人・団体とみなします。

ウ 複数応募の禁止

応募者又はグループの構成団体が他のグループの構成団体になることはできません。また、グループの構成団体が単独で申請することはできません。

エ 同時に募集をしている他施設への応募

同時に指定管理者の募集をしている五泉市商工観光課が所管する他施設への応募を可能とします。

オ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容変更、又は追加はできません。ただし、応募書類の明らかな間違い、軽微修正、役員の辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではありません。

カ 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合、又は募集要項に定める手続きを遵守しない場合は失格とします。

キ 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

ク 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募様式集の「様式8 指定管理者辞退届」を提出してください。

ケ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

コ 応募書類の取扱い及び著作権

応募者の提出する書類の著作権は作成した応募者に帰属します。なお、選定結果を公表する場合、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

提出された書類は、五泉市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて、個人、法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

第6 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

(1) 申請書類の確認

応募者から提出された申請書類について、商工観光課で書類の不備の有無を確認します。

(2) 選定方法

提出書類受領後、選定委員会はプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。その後、書類及び面接の内容を総合的に勘案し採点を行い、1位の者を優先候補者として選定します。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、応募した団体に郵送で通知します。

2 基本的な選定基準

- (1) 指定施設の利用に関し市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮し、その管理の効率化が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理・運営を安定的に行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設設置の目的が達成できること。

3 主な審査項目

審 査 項 目	評 価 項 目
市民の平等な利用が確保されるか	①平等利用の確保、法の遵守 ②管理運営の基本方針 ③個人情報の保護
施設の効用を最大限に発揮し、その管理の効率化が図られるか	①事業計画書の妥当性 ②収支計画書の妥当性
管理・運営を安定的に行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	①団体の状況 ②管理運営体制
市長等が施設の目的、性質等に応じて別に定める基準	①地域活性化への貢献等
自由提案	①提案内容の独創性

第 7 指定管理者との協定書の締結

1 基本的な考え方

選定委員会が選定した候補者と、協定内容について事前協議を行います。

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないことになります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。なお、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害賠償等に関する請求はできないものとします。

市は、市議会の議決を経て指定した指定管理者と協定を締結します。

なお、協定書の発効は令和 8 年 4 月 1 日とします。

2 協定内容

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 事業計画書に記載された事項
- (4) 市が支払うべき経費に関する事項
- (5) 業務の再委託に関する事項
- (6) 管理運営を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- (7) 事業評価及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理運営の停止に関する事項
- (9) 業務におけるリスク分担に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 原状回復に関する事項
- (12) 施設の維持補修等に関する事項
- (13) 指定期間経過時の措置
- (14) その他市長が必要と認める事項

3 協定書が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められたとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

※基本協定書とは別に、年度ごとの業務内容や市が支払うべき経費に関する事項を定める年度協定書を締結します。

第8 モニタリング及び事業評価に関する事項

1 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書を作成し、市に提出します。書式は市と指定管理者で協議して定めます。

2 モニタリングの実施

市は、工房の円滑な運営及び指定管理業務の実施状況を確認するため、モニタリングを行います。モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定に規定することにします。

モニタリング等により指定管理者の業務が要求水準を維持していないと認められるとき、市は業務の改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止、さらに指定の取消しを行うものとします。

3 帳簿書類等の提出

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

第9 その他

1 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合は次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、市は指定管理者の指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとし、

また、指定管理者の指定後に募集要項の第5応募に関する事項 1 応募の条件 (3) 応募の制限 キに該当していることが明らかになった場合は、指定を取り消すものとし、

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとし、

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力、その他、市又は指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

2 業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとし、

3 その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。